

都城市教育大綱について

1 大綱の位置づけ

教育大綱は、教育基本法に基づき策定されている国の第2期教育振興基本計画（平成25年度～29年度）における基本的な方針を参酌して定めることとされています。

本市の教育大綱においては、国の計画における4つの基本的方向性と8つの成果目標を参酌して、都城市の総合的な施策の基本方針を定めます。

【第2期教育振興基本計画（国）】

● 4つの基本的方向性

- 1 社会を生き抜く力の養成
- 2 未来への飛躍を実現する人材の養成
- 3 学びのセーフティネットの構築
- 4 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

● 8つの成果目標

- | | |
|-------|--------------------------|
| 成果目標1 | 生きる力の確実な育成（幼稚園～高校） |
| 成果目標2 | 課題探求能力の習得（大学～） |
| 成果目標3 | 自立・協働・創造に向けた力の習得（生涯全体） |
| 成果目標4 | 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成 |
| 成果目標5 | 新たな価値を創造する人材、グローバル人材等の養成 |
| 成果目標6 | 意欲ある全ての者への学習機会の確保 |
| 成果目標7 | 安全・安心な教育研究環境の確保 |
| 成果目標8 | 互助・共助による活力あるコミュニティの形成 |

2 大綱の期間

平成29年度から平成32年度までの4年間とします。なお、教育等を取り巻く状況の変化や国の次期教育振興基本計画の内容などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

都城市教育大綱（骨子案）

【国の第2期教育振興基本計画における基本的方向性と成果目標】

1. 社会を生き抜く力の養成

～多様で変化の激しい社会の中で個人の自立と協働を図るための主体的・能動的な力～

成果目標1 生きる力の確実な育成(幼稚園～高校)

⇒生涯にわたる学習の基礎となる「自ら学び、考え、行動する力」などを確実に育てる。

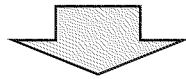
成果目標2 課題探求能力の習得(大学～)

⇒どんな環境でも「答えのない問題」に最善解を導くことができる力を養う。

成果目標3 自立・協働・創造に向けた力の習得(生涯全体)

⇒社会を生き抜くための力を生涯を通じて身に付けられるようにする。

成果目標4 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成



都城市の総合的な施策の基本方針

1. 明日を担う、子どもたちの学力・人間力を伸ばします。

施策の方向性 1 子どもたちの学力を伸ばします。

本市の児童生徒の学力は、全国学力調査の全国平均と比べて低い傾向にあります。その原因の分析を進めながら、授業の工夫改善や校内研究の取組の見直しに努め、教員一人一人の指導力の向上を図るとともに、家庭と連携して学習環境の整備に取り組むことで、子どもたちの学力を確実に伸ばします。

また、幼児期における保育・教育環境の整備を図り、多様な保育サービス等を充実するとともに、地域の実情に合わせた子育て支援を進めます。

施策の方向性 2 子どもたちの人間力を伸ばします。

児童生徒の社会的・職業的自立を目指して、学校における「縦」の連携に加えて、学校・家庭・地域社会・企業等との「横」の連携も強化し、キャリア発達を促す教育の充実を図ります。

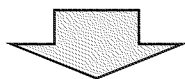
また、子どもたちの道徳心や規範意識、人権問題意識を育むとともに、多様で変化の激しい社会の中で、「自ら学び、考え、行動する力」を養成します。社会において最善解を導く力を養い、困難に立ち向かう主体的・能動的な人間力あふれる人材を育みます。

【国の第2期教育振興基本計画における基本的方向性と成果目標】

2. 未来への飛躍を実現する人材の養成

～変化や新たな価値を主導・創造し、社会の各分野を牽引していく人材～

成果目標5 新たな価値を創造する人材、グローバル人材等の養成



都城市の総合的な施策の基本方針

2. ふるさとを誇りに思い、世界に羽ばたく子どもたちを育みます。



施策の方向性3 子どもたちの愛郷心を育みます。

郷土教育を推進し、長年にわたって伝承されてきた祭りや地域の伝統文化について理解を深めることで、歴史の息づく「ふるさと都城」を生涯誇りに思う心を育み、地域社会の各分野を牽引していく力を醸成します。

施策の方向性4 世界に羽ばたくグローバルな人材を育みます。

まちづくりの基本は「人創り」です。語学教育や国際交流を積極的に進め、世界に羽ばたくグローバルな人材や新たな価値を創造する人材を育む教育を推進します。

施策の方向性5 高等教育機関との連携を高めます。

大学や高等専門学校等の高等教育機関との連携をより一層進め、若年層の人口流出の抑制を図るとともに、高等教育機関の持つ技術や知見を地域社会の活力向上に生かします。

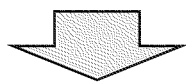
【国の第2期教育振興基本計画における基本的方向性と成果目標】

3. 学びとセーフティネットの構築

～誰もがアクセスできる多様な学習機会を～

成果目標6 意欲ある全ての者への学習機会の確保

成果目標7 安全・安心な教育研究環境の確保



都城市の総合的な施策の基本方針

3. 常に学び、感性を磨き、文化の薫る豊かなまちを創ります。

施策の方向性 **6** 誰もが意欲を持って学べる環境をつくります。

家庭の経済状況等にかかわらず、意欲ある者が常に学び、あるいは学び直す機会を充実します。また、適切な配慮を持って障がい児教育を進めるとともに、少子化・核家族化の進展に伴って生じている児童や保護者を取り巻く深刻かつ緊急性のある社会課題に対応します。

「いつでも、どこでも、誰でも、何でも学習できる」生涯学習の機会提供に取り組むとともに、本市の知の拠点としての新図書館の整備を進め、誰もが本に親しみ、意欲を持って学べる環境をつくります。

施策の方向性 **7** スポーツと芸術文化の振興に努めます。

市民の誰もがそれぞれの体力や年齢に応じて、「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる生涯スポーツを推進するとともに、国内外のスポーツチームのキャンプや合宿誘致を進め、競技力の高い選手を身近に感じる環境づくりを進めます。

市民団体等との連携をより一層進め、市民が優れた芸術文化に触れる機会を増やすとともに、市民が自ら芸術文化を創造し発信することにより、文化の薫るまちを目指します。

施策の方向性 **8** 歴史と地域文化資源を継承します。

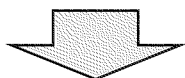
数多くの有形・無形の文化財や埋蔵文化財の保存継承に努め、歴史と文化財の普及啓発に取り組めます。

【国の第2期教育振興基本計画における基本的方向性と成果目標】

4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

～社会が人を育み、人が社会をつくる好循環～

成果目標8 互助・共助による活力あるコミュニティの形成



都城市の総合的な施策の基本方針

4. 自立した人材を育み、協働のコミュニティを実現します。



施策の方向性 9 学校運営協議会の充実を図ります。

市内の全ての小・中学校に設立した学校運営協議会の充実を図り、保護者や地域住民が学校運営に参画し、地域を挙げて子どもたちの健全な成長を促し、見守る体制を強化します。

施策の方向性 10 地域コミュニティの連携力・協働力を高めます。

人口減少の進む社会において、地域の伝統を守り、コミュニティの活力を維持するために、まちづくり協議会やNPO法人などの多様な市民団体等が、より一層自立的、主体的に連携し、協働してまちづくりに参画する社会づくりを進めます。